

シルバー人材センターに対する支援を求める意見書

シルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された団体であり、会員である高年齢者に就業機会を提供することで、生きがいのある生活の実現や地域社会の活性化に貢献するなど、重要な役割を担っている。

豊田市シルバー人材センターにおいても、2019年度から2024年度の6年間の第3次基本計画に基づき、地域社会とのつながりを大切にし、健康で意欲のある高齢者がいつまでも安心して就労できる環境を実現するため、計画を推進しているところである。

こうした中、令和5年10月から、消費税におけるインボイス制度が導入されることに伴い、シルバー人材センターにおいては、就業の対価として会員に支払う配分金について、その消費税相当額を新たに負担する必要が生じている。

しかしながら、シルバー人材センターは、収支相償を運営の原則としており、新たな負担の財源はないことから、事業運営への深刻な影響が懸念されている。

よって、国におかれては、消費税におけるインボイス制度の導入後も、シルバー人材センターが安定的な事業運営を継続し、その社会的役割を十分に担っていけるよう、シルバー人材センターに対する支援を図られることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和4年6月29日

豊 田 市 議 会